

5 内水指示第 1 号

さけ及びます資源の安定した維持を図るため、密漁に伴う親魚魚体の損傷等が人工ふ化放流事業の支障となっている次の河川について、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、次のとおり指示する。

ただし、北海道漁業調整規則（令和2年北海道規則第94号）第52条の規定により知事の許可を受けた場合、又は同規則同条に定める試験研究等の場合であって、委員会が認めた場合はこの限りでない。

令和5年6月8日

北海道内水面漁場管理委員会
会 長 野 川 秀 樹

河川名	禁止区域	禁止期間	採捕禁止
千歳川	石狩川支流千歳川上流根志越橋下流端から千歳市花園1丁目地先一般社団法人日本海さけ・ます増殖事業協会千歳捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の千歳川本流の区域	令和5年(2023年)8月21日から 令和5年(2023年)10月31日まで	魚類
斜里川	斜里川河口から斜里川上流斜里郡斜里町新光町31番1地先一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会斜里捕獲採卵場の捕獲施設に至る間の斜里川本流の区域	令和5年(2023年)8月1日から 令和5年(2023年)12月25日まで	